

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴うほか，個人番号を利用する事務及び特定個人情報を追加するとともに，所要の規定整備を行うため。

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第
号）

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平
成27年伊丹市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし，同号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個
人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個
人情報をいう。

第2条中第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同号の前に
次の1号を加える。

(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個
人番号利用事務」に改め，同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲
げる事務」を「特定個人番号利用事務」に，「同表の第4欄に掲げ
る特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め，同項ただし書中
「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第4条第1項第2号中「法別表第2第2欄に掲げる事務」を「特
定個人番号利用事務」に，「同表第4欄に掲げる特定個人情報」を
「利用特定個人情報」に，「当該特定個人情報」を「当該利用特定
個人情報」に改める。

別表第1中「法別表第1に掲げる事務以外の事務で個人番号を利
用することができるもの又は法別表第2に掲げる事務以外の事務で
法第19条第9号の規定に基づき特定個人情報の提供を受けるもの」
を「（第3条第1項関係）」に改め，同表市長の項第1号中「に相
当する給付金の支給」を「の支給，被保護者健康管理支援事業の実
施」に改め，同項第2号の2の次に次のように加える。

(2)の3 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和52年伊丹
市条例第18号）による高齢期移行者の医療費助成に関する事

務であって規則で定めるもの
(2)の4 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2)の5 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による高齢障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2)の6 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭の母子，父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2)の7 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成18年伊丹市条例第4号）による乳児，幼児，児童及び高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中「法別表第1又は別表第1の規定により個人番号が利用できる事務のうち執行機関内の他の事務の特定個人情報を利用することができるもの及び当該利用する特定個人情報」を「（第3条第1項及び第2項関係）」に改め，同表(1)中「法別表第1関係」を「法別表関係」に改め，同表市長の項第3号中「給付金の支給」の右に「，被保護者健康管理支援事業の実施」を加え，同項第6号中「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

を
「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め，同項第14号中
「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同項第21号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に規定する」を「利用特定個人情報の提供を受ける事務のうち、」に改め、「に相当する給付金」を削り、同表(2)市長の項第1号中「に相当する給付金の支給」を「の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に、

生活保護法に関し法別表第2の26の項第4欄及び別表第2(1)市長の項第3号の右欄に定める特定個人情報であって規則で定めるもの

を

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する

情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
別表第2(1)市長の項第3号の右欄に掲げる情報であって規則で定めるもの

に改め、同項第9号を第14号とし、第4号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

(4) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「知的障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

(5) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(6) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による高齢障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(7) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭の母子，父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(8) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例による乳児，幼児，児童及び高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3中「執行機関が他の執行機関から特定個人情報の提供を受けることができる事務及び当該提供される特定個人情報」を「（第4条第1項第1号関係）」に改め，同表市長の項第2号の次に次のように加える。

(3) 対象外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
---	-------	--

付 則

この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。ただし，別表第１市長の項第１号の改正規定及び同項第２号の２の次に５号を加える改正規定並びに別表第２(1)市長の項第３号の改正規定，同項第６号の改正規定，同項第１４号の改正規定，同項第２１号の改正規定（「に相当する給付金」を削る部分に限る。），同表(2)市長の項第１号の改正規定，及び同項第９号を第１４号とし，第４号から第８号までを５号ずつ繰り下げ，第３号の次に５号を加える改正規定並びに別表第３市長の項中第２号の次に１号を加える改正規定は，公布の日から施行する。